

美浦村内小中学校の働き方改革について

美浦村教育委員会では、平成30年度、美浦村内小中学校の働き方改革として、以下の5つの取り組みを実施することといたしました。

働き方改革に取り組むことにより、教職員が本来業務にゆとりをもって専念し、子どもたちと向き合う時間を確保することができるよう、勤務環境の改革を進めてまいります。

1 学校閉庁日の実施

夏季休業期間中の8月11日(土)～16日(木)の6日間および11月13日(火)県民の日を、各学校が学校業務を行わない学校閉庁日とする。

2 早期退庁日の実施

各学校で月1回以上、早期退庁日を設定し実施する。

3 部活動休養日の実施

部活動は、原則として週2日間休養日を設ける。

4 勤務時間の見える化の取り組み

時間管理の意識づけとして、勤務時間の見える化に取り組む。

5 時差出勤の実施

夏季および冬季休業期間中に、時差出勤を実施する。



※学校閉庁日は留守番電話による対応を行います。また、学校閉庁日に児童・生徒の身体生命に関わるような緊急事態が発生した際は、美浦村役場にご連絡ください。

■問合せ 村教育委員会学校教育課 ☎029-885-0340

国民年金

■問合せ
国保年金課年金係
☎029-885-0340
(内)116

保険料、納めるのが 困難なときは…

経済的な理由等で国民年金保険料(平成30年度の保険料は月額1万6340円)を納めることが困難な場合には、申請により免除または猶予となる制度があります。

※任意加入者の方は、制度を利用することができません。
※免除・猶予とも所得制限があり、所得が一定額以下でなければ承認されません。
ただし、離職者の方は申請の際にハローワーク発行の離職票を確認できれば、承認される場合があります。

全額免除制度・ 一部納付(一部免除)制度

本人・配偶者・世帯主の所得が一定額以下の方が対象とな

る制度で、所得に応じ保険料の全額または一部(3段階に分かれます)が免除されます。承認された期間は、全額を納付した時と比べ、年金受給額が次の額に減額されます。

◇全額免除制度 2分の1 ◇一部納付(一部免除)制度

- ・4分の1納付(一部保険料 4090円) 8分の5
 - ・2分の1納付(一部保険料 8170円) 8分の6
 - ・4分の3納付(一部保険料 1万2260円) 8分の7
- ※一部納付制度の承認期間中に保険料を納付しなかった場合は、その未納額および免除額は通常未納した場合と同じ取扱いとなります。

納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者の所得が一定額以下の方が対象となる制度です。
承認された期間は、将来受け取る年金の受給資格期間には加算されますが、年金受給額には反映されません。

申請方法や所得制限の基準等、詳細についてはお問い合わせください。